



一心流 沖縄伝統空手道 協会 定款 (by-laws)



北米協会

目的： 以下の記載事項の目的は、 日本沖縄県キャンプ フォスターの、教師 / 八段 上地 Tsuyoshi を代表とする、一心流沖縄伝統空手道協会の規則・規定を明確にし補足するためのものである。 総本部と当 (北米) 本部が遠く離れていることおよび北米において時々生じる独特な事情のため、 北米にとって適切な規則・規定を公表しておくことは必要かつ賢明なことと思われます。 これらの規則は総本部によって承認され公布されている規則・規定を変更したり置き換えたりするものではありません。

ここで、この書面における 総本部 (general headquarters) とは 沖縄の本部道場を指している。

1 条： 何人も協会の空手トレーニングに関連して、総本部の明確な承認なくして沖縄を訪れてはならない。 沖縄訪問を予定している場合は、 当本部にもその旨知らせることは当然の礼儀である。

2 条： 承認された協会道場のマネージャーは協会費として年 100 ドルを支払う。 この協会費の支払い期限は毎年 3 月 1 日である。 総本部への直接アクセスを承認されている者は、

どの道場に対してもそれらが承知の上で、協会費の提出、収集および送金を行うことに責任がある。承認された道場と収集され送金された協会費についての報告書は、毎年4月1日までに当本部に届けられねばならない。これらの報告書はすべて、各道場の名前、住所、電話番号、および e-メールアドレスを適切に含むものとする。また適切な会員証が発行されることが望ましい。その他の道場マネージャーは全て、協会費を直接当本部に毎年2月15日までに提出しなければならない。

3条： 一心流沖縄伝統空手道協会の各会員は、会員の GI に一心流武徳館協会のワッペンをつけなくてはならない。GI は白色とする。地域（地元）の伝統は慣習の所為で、白一色以外の GI が地域道場のトレーニング用に使用されるかも知れないことは認める。しかしその道場外での催しにおいて身につけるのは、白の GI のみが公式に認められるものである。一つの道場ワッペンを右肩 / 袖に適切な位置に取り付けることは公認される。一心流沖縄伝統空手道協会のワッペンは総本部から一ワッペン 8 ドルから 15 ドルで取り寄せ利用ができる。地域で作られた一心流沖縄伝統空手道協会ワッペンは総本部の承認がない限り公認されない。

4条： 当該道場外において有段者により身につける唯一の承認された帯は、初段から六段までは 黒一色、教師段位では 赤 / 白 のはめ込み帯(paneled obi)である。

5条：

練師 - 五段あるいは六段の者

- 30歳以上の者

教師 - 七段あるいは八段の者

- 練師 / 六段になってから少なくとも10年は研鑽した者
- 40歳以上の者

6条：昇段

級 - 原則的には、一級は中学校年齢(13歳)あるいはそれ以上の者に限られる。

初段 - 原則的には、初段は高校年齢(14歳)あるいはそれ以上に対して与えられる。

二段 - 原則的には、二段は高校最上級生に対して与えられる。

四段 - 原則的には、少なくとも25歳になっていることが必要である。

五段 / それ以上 - 原則的には、教師段位の3人の判断者からなる合議体によって評価され推薦されない限り、五段の段位を求めて総本部へ推薦されることはない。特別な場合に限って、練師一人が合議体の一部になることができる。全国的に承認されている総本部における合宿あるいはセミナーを五段以上のテストの場として利用することが認められるが、北米において最初のテ

ストを受け、当本部から発行された推薦状を所有していることが条件である。

7条 何人も当本部の明確な承認なしでは道場を開くことはできない。原則として、道場マネージャーは四段かそれ以上の段位者でなければならない。しかしながら 距離的な制約から、四段より下の段位の者が道場を運営してゆくことができるが、それは 協会に対して優良な会員である現役の先輩道場マネージャーの指導と承認の下でのみ可能である。

8条 紛争の解決 時々 当本部によって裁定される決定あるいは解決を必要とする意見の不一致あるいは論争が生じることがある。そのような場合、問題となっている事柄 (subject matter) は書面で、必要に応じて推薦・支持をつけて当本部へ送られてくることになる。必要と判断された場合には、当本部は決定を下すあるいは勧告を与える。もしその問題あるいは事件が必要とするなら、当本部は少なくとも3人の教師段位のものからなる調査委員会を開催し、当本部に推奨される手続きについて提出する。極端な案件の場合は、処分あるいは勧告を求めて決定は総本部に委ねられる。

9条： 新入会員

A. 北米一心流沖縄伝統空手道協会に加盟することを望む道場マネージャーは、スポンサーとして、一心流沖縄伝統空手道協会の道場マネージャーが幹部 (古参) 会員を必要とする。

- B. スポンサーによる裏書のされた書面による申請が当本部に提出されねばならない。
- C. 一心流空手および/または古武道を学んでいるか学ぼうと意図している必要がある。
- D. その後は毎年少なくとも一回は一心流合宿に参加しなければならない。
- E. 見習い期間があることに同意する。
- F. 正規の(当本部によって決定される)段位は、有段者としての要件が満たされる時まで留保される。通常、段位が同時に発行されることはない。
- G. 総本部と当本部の全てのルールに従うことに同意する。

会員への復帰：

- A. 組織の元会員で、脱会していた者は事情の如何にかかわらず、上記新入会員ルールで述べられていることに従って申し込まねばならない。
- B. もしその者が総本部によって解任されていた場合には、総本部より権限が当本部に委譲されてない限り、総本部のみが再任命を承認することが出来る。
- C. 一心流段位の決定には従わねばならない。
- D. その者が教師/練師段位の場合、教師の過半数による投票が必要になる。

10条： 懲戒処分を必要とする行為や問責行為が発生しないことが切に望まれる。しかしながら、原因または理由がある場合、書面による苦情あるいは報告が、適切な裏書きおよび推奨手続きと共に当本部へ、検討、処分、決定のために提出されることになる。管理上の手

順手続きは 8 条の内容と同じである。 例外は懲戒処分/問責が検討されている本人が、特定の
聴聞会に出席する権利あるいは当本部からの任命者による面談を受ける権利を有することであ
る。

上地 Tsuyoshi 教師にとって、我々がその生徒として、また空手道における兄弟として、共
に生きてゆくことは心からの願いである。 彼は、どのような組織も指導指針と指導体制がな
ければ存続しないことを良く知っている。また組織は、一心流沖縄伝統空手道協会の恩恵・特
権と伝統・遺産を享受するためには、 良き秩序と規律を持たねばならないことも承知してい
る。 総本部約款において述べられているように、協会の目的は全ての会員間の友情・親睦を
促進することである。 伝統的一心流空手道の保護と一貫性を今後の世代のために確保しよう。
そして先人たちの教えを通して強健な心身を持った正直・誠実な人間であるように教え励まそ
う。

これら約款は、日本国 沖縄の 教師 上地 Tsuyoshi および 米国の 教師 カール カ
ズオ ホーヴェイ の承認を得て公布されているものである。

ここに記載の規則 (rules)と指針(guidelines)は 2008年 1月 1日から発行する。

以上